



安全



社会



環境

化学物質管理

■法令遵守と化学物質の削減

化学物質の使用にあたっては、人体や生態系への影響を十分に考えることが必要です。JR東日本では、定められた基準値の厳守はもちろんのこと、化学物質の削減や代替も行っています。

■オゾン層破壊物質削減・代替☆

オゾン層保護法に基づき特定物質とされている物質について、削減や代替に努めています。また、フロン排出抑制法(改正フロン法)が2015年4月に施行され、定期点検や漏えい量の報告等が義務付けられました。当社としても、改正法の趣旨に基づき、適切に対応しています。フロン排出抑制法に基づく2016年度の漏えい量は、約0.5万t-CO₂eでした。

- ・ **冷房装置(大型冷凍機)**・・・特定フロン(CFC)を使用しない冷房装置に順次切り替えを進め、建物における特定フロン(CFC)を使用した冷房装置は撤去が完了しています。
- ・ **車両**・・・気動車を除き代替フロンを使用しており、2017年3月末時点で1.2トンの特定フロン、85トンの代替フロンを使用しています。漏出がないように定期的にチェックし、廃車時には法令に基づき回収しています。
- ・ **消火剤**・・・消火剤で使用しているハロンは、2017年3月末時点で66トンを使用していますが、適正な管理を行うとともに、設備更新や新設の際に、順次それ以外の消火剤(粉末、CO₂等)への代替を進めています。

■化学物質の管理状況☆

化学物質については、車両の塗装や補修等に使用していますが、漏出等がないよう厳正に使用・管理しています。なお、PRTR制度^{*}に基づき、特定化学物質を一定量以上取り扱う事業者として、2016年度は13カ所の事業所が関係自治体に排出量と移動量を届け出しています。

また、塗装が不要なステンレス車両の導入も進めており、2017年3月末で在来線電車10,519両のうち87.7%を占めるまでに増やしています。車両関係以外では鉄道施設の塗料や、線路の砕石を安定させる道床安定剤等で有機溶剤を使用しており、2016年度に385トンを使用しました。

^{*}PRTR制度 有害な化学物質の環境への排出量の把握・管理を促進し、環境への影響を未然に防止することを目的とする「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」で義務付けられた化学物質の排出量等の届出制度。

【届出13事業所の取扱量・排出量・移動量(単位:kg)】

化学物質名称	取扱量	大気への排出	下水道への移動	当該事業所外への移動
1,2,4-トリメチルベンゼン	77,211.8	7,455.5	0.0	1,689.9
エチルベンゼン	1,129.4	1,100.0	0.0	0.0
キシレン	70,191.7	6,873.1	0.0	128.5
トルエン	14,369.4	5,520.0	0.0	70.1
ニッケル	2,857.1	0.0	0.0	0.0
ノルマルヘキサン	2,576.4	300.0	0.0	0.0
メチルナフタレン	55,492.7	275.1	0.0	0.0
1,3,5-トリメチルベンゼン	2,022.0	2,000.0	0.0	0.0
合計	225,850.6	23,523.7	0.0	1,888.5

■ポリ塩化ビフェニル(PCB)の管理

PCB機器については、専用の保管庫等で厳重に保管し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づいて届出を行っています。無害化処理については、PCB廃棄物処理施設の稼働状況を踏まえて進めており、2016年度は、安定器、トランスやコンデンサ等のPCB廃棄物の処理を行いました。